

助成券の使い方

バス・タクシー共通助成券 と バス専用助成券 の2種類

令和8年4月1日現在において、70歳以上の方に、市内の公共交通で使える助成券を交付します。

利用期間 令和8年7月1日～令和9年6月30日

① バス・タクシー共通助成券

バス・タクシーどちらにも使用できる助成券



1枚 ▶▶▶▶ 100円分の利用料金として使えます
助成金額 ▶ 4,000円分 (40枚×100円)

■助成券が使えるバス・タクシー

バス

- ・市内で発着する岩手県交通の路線バス（高速バスを除く）
- ・市コミュニティバス（おに丸号飯豊黒岩線、二子更木線、稲瀬線、立花岩崎線、口内線、鬼柳線、相去線）

タクシー

- ・北上地区のタクシー
- ・予約型乗合タクシー（稲瀬地区、相去地区、藤根地区、岩崎地区、和賀地区）
- ・口内地区交通空白地有償運送

② バス専用助成券

バスのみに使用できる助成券



1枚 ▶▶▶▶ 100円分の利用料金として使えます
助成金額 ▶ 2,000円分 (20枚×100円)

■助成券が使えるバス

バス

- ・市内で発着する岩手県交通の路線バス（高速バスを除く）
- ・市コミュニティバス（おに丸号飯豊黒岩線、二子更木線、稲瀬線、立花岩崎線、口内線、鬼柳線、相去線）

※バス専用助成券はタクシーでは使えません

お問い合わせ

北上市都市再生推進課交通政策係



0197-72-8312

toshisaisei@city.kitakami.iwate.jp

助成券の使い方Q&A

Q 一度に使える枚数に制限はあるの？

A 助成券は一度に何枚でも使用できます。

Q 障害者割引や免許返納者割引と併用できるの？

A 併用できます。

Q 利用料金が150円するとき、助成券はどう使うの？

A お釣りは出ませんので、助成券1枚(100円分)と現金50円をお支払いください。
(助成券の額が利用料金を超えないよう、現金と組み合わせてお支払いください。)



Q 助成券を失くしてしまったら再交付してもらえるの？

A 紛失、盗難などにあっても再発行や補償はしません。

Q 助成対象でない人とタクシーに乗ったときに助成券は使えるの？

A 同乗者がいる場合でも助成券は使用できます。
(バスに乗ったときは、同乗者の利用料金には使用できません。)

守っていただきたいこと

- ・助成券は交付を受けた本人のみ使用できます。
(他人に譲渡したり貸与することはできません。)
- ・交付を受けた本人以外が使用したり、コピーする等の不正使用が発覚した時は、その利用料金に相当する金額を返還していただきます。
- ・年齢確認のため、乗務員に年齢確認書類(健康保険証、運転免許証等)の提示を求められたときは提示してください。
- ・北上市外への転出等により助成資格がなくなった場合は、助成券を返還してください。

助成券の返還場所・・・ 本庁舎1階長寿介護課、江釣子庁舎2階都市再生推進課、
和賀庁舎1階和賀民生係